

SBI 大学院大学学則

2007年12月10日施行

SBI 大学院大学学則

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 課程、修業年限および在学年限（第 2 条－第 4 条）
- 第 3 章 学生等の種類（第 5 条）
- 第 4 章 学年・学期・休業日（第 6 条－第 8 条）
- 第 5 章 教職員等（第 9 条－第 12 条）
- 第 6 章 運営組織（第 13 条－第 17 条）
- 第 7 章 入学（第 18 条－第 25 条）
- 第 8 章 授業料等（第 26 条－第 31 条）
- 第 9 章 授業科目および単位（第 32 条－第 41 条）
- 第 10 章 修了および学位（第 42 条－第 44 条）
- 第 11 章 休学、留学、退学、転学、除籍（第 45 条－第 48 条）
- 第 12 章 構成および収容定員（第 49 条）
- 第 13 章 賞 罰（第 50 条－第 53 条）
- 第 14 章 科目等履修生、特別聴講学生、特修生（第 54 条－第 56 条）
- 第 15 章 公開講座等（第 57 条）
- 第 16 章 自己点検・評価等（第 58 条）

第 1 章 総則

（設置の目的）

第 1 条 SBI 大学院大学（以下「本大学院」という。）は、学校教育法第 65 条に掲げる大学院設置の目的を踏まえ、メディアを利用して行う通信教育を中核としてより多様な学修者に学修機会を提供し、専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うことにより、国家および社会の形成者として有能な人材を育成することを目的とするとともに、人類・文化の発展に貢献することを使命とする。

2 経営管理に関する理論と実務を融合させた教育研究を通して、高度な専門的知識、的確な判断能力、対人対応力、自己管理能力及び倫理観を備え、グローバル社会で新たな事業を創出し、持続可能な発展を実現するためのリーダーシップを発揮できる高度専門職業人を養成する。

第 2 章 課程、修業年限および在学年限

（課程）

第 2 条 本大学院における課程は、専門職学位課程（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 65 条第 2 項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 前項の専門職学位課程には、通信において教育を行う課程を含むものとする。

(専門職学位課程の修業年限)

第3条 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。

2 学生が、職務上等の理由により学修時間に著しい制約を受ける等のやむをえない事情がある場合であって、前項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することを希望するときは、別に定めるところにより、当該学生の修業年限を5年まで延長することができる。

(専門職学位課程の在学年限)

第4条 専門職学位課程の在学年限は、5年とする。

2 再入学、編入学および転入学した正科生ならびに本大学院の科目等履修生であった者が正科生として入学した場合であっても、その者の在学すべき年数は5年とする。

第3章 学生等の種類

(学生等の種類)

第5条 本大学院が開設する授業科目の単位を修得することができる者は、正科生、科目等履修生、特修生および特別聴講学生とする。

2 正科生とは、本大学院を修了することを目的として入学する者をいう。

3 科目等履修生とは、大学院入学資格を有するものの正科生にはならず、一つまたは複数の授業を履修する者をいう。

4 特修生とは、大学院入学資格は問わず、本大学院の正科生としての入学資格を取得することを目的とし、または取得することを目的としないで授業科目を履修する者をいう。

5 特別聴講学生とは、他大学等との協議に基づき、本大学院が受け入れる者をいう。

第4章 学年・学期・休業日

(学年)

第6条 本大学院の学年は4月1日または10月1日に始まり、翌年3月31日または9月30日に終る。

(学期)

第7条 本大学院の学期は次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めるときは、春学期および秋学期の期間を、臨時に変更することができる。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を臨時に変更し、または臨時に休業日とすることができる。

第5章 教職員等

(教職員)

第9条 本大学院の教職員として、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、ティーチングアシスタント（以下TAという）、事務職員およびその他の必要な職員をおく。

(学長)

第10条 学長は校務に関する最終的な決定権を有することとする。

(副学長)

第11条 本大学院に、副学長をおくことができる。

2 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどることができる。

(研究科長)

第12条 研究科に、研究科長をおくことができる。

第6章 運営組織

(研究科委員会)

第13条 本大学院に、教育研究に関する重要事項を審議するため研究科委員会をおき、専任教員をもって組織する。ただし、みなし専任教員その他の教員を加えることができる。

2 学長は研究科委員会を招集し、その委員長となる。

3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 その他研究科委員会に関する事項は、別に定める。

(学長選考)

第14条 学長の選考および学長の解任については、学校法人 SBI 大学の理事会において決議する。

(教育課程連携協議会)

第15条 本大学院の教育研究等に関する重要事項について、意見を徴し、また助言を得るため、教育課程連携協議会をおき、本大学院の教職員以外の者をもって組織する。

2 教育課程連携協議会に関する事項は、別に定める。

(附属図書館)

第16条 本大学院に、附属図書館をおく。

2 附属図書館に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第17条 本大学院に、事務局をおく。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第7章 入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第19条 正科生または科目等履修生として本大学院に入学できる者は、4年制大学卒業もしくは同等の学力があり、社会人として就業経験が3年以上もしくは同等の経験があると入学審査にて認められた者とする。4年制大学卒業もしくは同等の学力のある者とは、次の各号のいずれか一つに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の16年（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 外国の大学等において、修業年限が3年以上（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については5年）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了

した者

- (8) 旧制学校等を修了した者
- (9) 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者
- (10) 本学において個別の入学資格審査により認めた 22 歳以上の者

2 特修生として本大学院に入学できる者は、大学院入学資格は問わず、本大学院が開設する授業科目を履修し得る能力があると認められる者とする。

(入学出願手続)

第 20 条 正科生として入学を志願する者は、次の各号の出願書類に別表 1 に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。ただし、入学志願者が国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日 文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生（以下単に「国費外国人留学生」という。）であるときは入学検定料についてこの限りでない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身学校長記載の調査書（卒業証明書および成績証明書をもってこれに代えることができる）または、大学院入学資格を証する証明書
- (3) その他本大学院が必要と認める書類

(入学の選考)

第 21 条 前条の出願をした者については、当該研究科において入学者選抜を行う。

(入学手続)

第 22 条 前条により合格とされた者は、大学所定の書類および誓約書に、別表 2 に定める入学金および所定の授業料その他の費用を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学許可)

第 23 条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学、編入学、転入学)

第 24 条 本大学院または他の大学院（外国の大学院を含む。）を卒業または退学した者が本大学院の入学を志願するときは、書類選考の上、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学者、編入学者及び転入学者の入学手続に関しては、第 20 条から第 23 条の規定に従うものとする。

(編入学者等の既に履修した授業科目等の取扱い)

第 25 条 第 23 条の規定により入学を許可された学生及び、前 24 条の規定により入学を許可された学生の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年

数及び在学年限については、第38条及び第40条の規定に従って研究科長等が部局細則で定める。

第8章 授業料等

(授業料の納付)

第26条 学生は毎年度別表2に定める授業料を納付しなければならない。

2 授業料、その他の費用は、所定の期日までに納めなければならない。

(授業料の返還)

第27条 既納の入学金・授業料等は、返還しない。ただし、授業料およびその他の費用については、履修登録受付期間の開始前に入学を辞退した場合、および退学時に限り、返還する。

(授業料の免除)

第28条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の各期の納付の時期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が他者に健康障害をもたらす感染症に罹患又は風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) その他学長が相当と認める事由があるものとして法人規程で定めるものに該当する場合

(授業料の徴収猶予)

第29条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が他者に健康障害をもたらす感染症に罹患又は風水害等の災害を受け、納付が困難であると認められる場合
- (4) その他学長が相当と認める事由があるものとする場合

(退学者の授業料)

第30条 学期の途中で退学した者でも、その期の学費は納めなければならない。

(証明等手数料)

第31条 各種の証明等手数料については、別に定める。

第9章 授業科目および単位

(教育課程の編成)

第32条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び事業計画の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(教育の方法)

第33条 教育の方法は、インターネットを利用して教室に限定されず講義および研究指導により行う。ただし、効果が認められる授業については、教室にて授業科目の授業を行う。

2 毎回の授業の実施に当たっては、電子メール等を活用した設問解答、添削指導、研究指導ならびに質疑応答等による学修指導を併せ行う。

3 当該授業に関する学生間の意見交換は、電子掲示板を設け活用する。

(単位の授与)

第34条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とする。

2 講義科目および演習科目については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

3 修了研究の科目については、これに必要な学修等を考慮して単位を定める。

(成績評価)

第35条 授業科目を履修した学生に対しては、事前に公開している評価基準に従って成績を審査し、合格した者には所定の単位を与える。

2 成績は、A・B・C・D・Fの5級とし、A・B・C・Dを合格とし、Fを不合格とする。

3 成績の審査、合格の基準、単位の算定等については、別に定める。

(履修科目の上限および下限)

第36条 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限および下限は、別に定める。

2 修了前の半年間において、以下の条件を満たす学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(1)事業計画演習、組織変革演習、修論ゼミを除く必修科目が修了していること

(2)申請時のGPAが3.2以上であること

(他の大学院における授業科目の履修等)

第37条 教育上有益と認めるときは、本大学院と他の大学院（以下「他大学院等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学院等において履修した授業科目について修得し

た単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の他大学院等に留学する場合、外国の他大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、および外国の他大学院等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第38条 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院または外国の大学院等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生等として本大学院において修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条に規定する学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(本大学院以外の既修得単位等の認定の限度)

第39条 第37条から第38条の規定により卒業の要件となる単位として認定することができる単位数は、合わせて17単位を超えないものとする。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第40条 本大学院の学生以外の者が、本大学院の科目等履修生として一定の単位を修得した後に本大学院に入学する場合において、その者が修得した単位数その他の事項を勘案して研究科委員会が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、修業年限の2分の1を超えてはならない。

(履修関係資料の提供)

第41条 学生が、十分な学修成果をあげて円滑に修了することができるよう、教育課程、履修方法、修了要件等を一覧的に記した資料を作成して、学生に提供するものとする。

第10章 修了および学位

(専門職学位課程の修了)

第42条 学長は、専門職学位課程に2年以上在学し、研究科長が定める部局細則に規定する修了の要件として必要な授業科目を履修し、及びその単位を修得し、かつ、その他必要な教育課程を履修した学生について、研究科委員会の議を経て、その修了を認定する。

- 2 前項の部局細則で定める修了の要件として必要な単位数は、34単位以上でなければならない。

(専門職学位課程における在学期間の短縮)

第43条 研究科長は、第37条、第38条の規定により専門職大学院に入学する前に修得

した単位（学校教育法第67条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに
限る。）を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得に
より専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科教員会議の議を経
て、当該単位数、その修得に要した期間、その授業内容その他を勘案して、1年を超えな
い範囲で、部局細則で定める期間、在学したものとみなすことができる。

（学位の付与）

第44条 前条の規定により本大学院の修了を認定された者には、専門職学位を授与する。

2 学位に付記する専攻分野の名称は、別に定める。

第11章 休学、留学、退学、転学、除籍

（休学）

第45条 正科生、科目等履修生および特修生は、学期を単位として、届出により休学する
ことができる。

2 休学期間は、正科生については通算して8学期間、科目等履修生および特修生について
は通算して2学期間を超えることができない。

3 休学期間中は、届出により、学期の始めに限り復学することができる。

4 休学期間は、正科生の在学年限に算入しない。

（留学）

第46条 外国の大学等に留学を希望する者は、別に定めるところにより、あらかじめ学長
の許可を受けることとする。

2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に通算することができる。

（退学）

第47条 退学しようとするときは、届出なければならない。

2 学長の許可をもって退学することができる。

（除籍）

第48条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者

(2) 在学年限を超えた者

(3) 第45条第2項の休学期間を超えて、なお復学できない者

(4) 履修登録を怠り、督促してもなお行わない者

(5) 死亡した者または行方不明の者

第12章 構成および収容定員

（収容定員）

第49条 研究科の収容定員は別紙の通りとする。

第13章 賞 罰

(学生表彰)

第50条 学生として特に表彰に値する行為があった者は、研究科委員会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第51条 本大学院の学則もしくは規程等に反し、または学生の本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓告、停学、退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる場合

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる場合

(3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合

(停学)

第52条 停学の期間は、1年を超えない範囲で定めるものとする。

2 停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。ただし、1月を超えないときは、修業年限に算入することができる。

(訓告)

第53条 学長は、訓告を行う場合には、研究科委員会の議を経るものとする。

第14章 科目等履修生、特別聴講学生、特修生

(科目等履修生)

第54条 本大学院に科目等履修生として志願する者があるときは、収容定員に余裕がある時に限り、学修を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した科目について試験を受け合格したときは、単位を授与し、本人の請求によって単位修得証明書を交付する。

3 科目等履修生については、第3条、第4条、第42条、第44条を除き、正科生に関する規定を準用する。

(特別聴講学生)

第55条 特別聴講生の受入手続および学費等の取扱い等については、当該大学等との協定等による。

(特修生)

第56条 本大学院に特修生として志願する者があるときは、収容定員に余裕がある時に限り、選考の上、学修を許可することがある。

2 特修生は、履修した科目について所定の試験に合格した場合であっても、当該科目の単位を取得することができない。ただし、特修生規程に定めた場合に限り、単位として認定することができる。

3 特修生については、第3条、第4条、第42条、第44条を除き、正科生に関する規定を準用する。

第15章 公開講座等

(公開講座等)

第57条 本大学院は、広く社会に対し学修の機会を提供するとともに、生涯学修の振興に資するため、公開講座等を開設する。

第16章 自己点検・評価等

(自己点検・評価等)

第58条 本大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、本大学院の目的・使命を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表する。

2 本大学院は、教育研究等の総合的な状況について、本大学院の教職員以外の者による検証を行うものとする。

附 則

1 本学則は、大学設置認可の日（2007年12月10日）から施行する。

附則

1 本学則は、2011年4月1日から施行する。（長期履修学生制度の導入）

附則

1 本学則は、2014年4月1日から施行する。（2013年9月30日 定員、最低履修単位数、授業料等の改正）

2 2014年度の出願者及び入学者の入学検定料及び授業料については、施行日前に納付する場合であっても改正後の金額を適用する。

3 第42条及び第45条の規定は、2014年度以降の入学者に適用するものとし、2013年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

別紙 収容定員は、次のとおりとする。

| | | |
|---------|------|------|
| 研究科名 | 入学定員 | 収容定員 |
| 経営管理研究科 | 60人 | 120人 |
| 計 | 60人 | 120人 |

別表1

| | |
|-------|---------|
| 入学検定料 | 30,000円 |
|-------|---------|

別表2

| 区 分 | 金 額 |
|---------|------------|
| 入学金 | 100,000円 |
| 登録料 | 20,000円 |
| 授業料(年間) | 1,200,000円 |

- 1 入学金は、正科生から入学時に徴収する。
- 2 登録料は、正科生以外の者から入学時に徴収する。

附則

本学則は2014年12月14日から施行する。(第1章第1条の改正)
第1条に第2項を追記する。

附則

本学則は2015年4月1日から施行する。
(第5章第10条、11条2項の新設および第13条の改正)

附則

本学則は2016年4月1日から施行する。(別表1の入学検定料の改正)

附則

本学則は2016年10月1日から施行する。(第16条の新設)

附則

本学則は2018年8月1日から施行する。(第22条の改正)

附則

本学則は2018年9月5日から施行する。(第8条、第22条、第25条、第30条、第36条、第40条、第48条、第50条、第56条、第57条の改正)

附則

本学則は2018年10月22日から施行する。(第5条、第6条、第8条、第22条、第23条、第26条、第39条、第41条、第59条の改正)

附則

本学則は2020年3月4日から施行する。(第1章第1条2の改正)

附則

本学則は2020年10月1日から施行する。(第3条2、第31条(2)、第32条(3)の改正、および附則の年号表記を和暦から西暦へ変更)

附則

本学則は2021年4月1日から施行する。(第1条、第15条、第24条、第35条、第42条、第58条の改正、第6章運営組織に関する改廃、および各条数の修正)

附則

本学則は2021年4月1日から施行する。(第16条の削除、および各条数の修正)